

創薬・育薬特別実習の単位認定

(授業科目名等)

単位認定を行う場合の授業科目名及び必要な時間数等は、以下によるものとする。

(1) 授業科目名及び単位数は次のとおりとする。

『創薬・育薬特別実習』

授業科目名	単位数	対象
創薬・育薬特別実習 1	1 単位	国内外における実践的活動
創薬・育薬特別実習 2	2 単位	国内外における実践的活動

(2) 国内の大学・研究所等の研究機関，または企業・団体等における実践的活動時間に，指導教員による事前指導及び事前準備，事後報告等の時間を含め，創薬・育薬特別実習 1 は 4 5 時間の学修をもって 1 単位，創薬・育薬特別実習 2 は 9 0 時間の学修をもって 2 単位とすることを基準とする。なお，学修時間に対する実践的活動時間の割合は，「1」「2」それぞれの学修時間の 3 分の 2 程度を目安とする。上限単位は，2 単位とし，同一科目の重複履修（上限 2 単位を超える場合は要件外）を認めるものとする。

(対象とする活動)

単位認定の対象とする活動時間は、以下によるものとする。

- ・指導教員の指導の下，国内の大学・研究所等の研究機関，または企業・団体等における実践的活動で，本学指導教員及び研究機関，企業・団体等における受入れ担当者の監督下で行われた活動時間とする。

(成績評価)

成績評価は「修了」とする。

(単位認定手続き)

- (1) 単位認定を希望する学生は，「創薬・育薬特別実習」単位認定申請書に，研究機関，企業・団体等における実践的活動を確認できる証拠書類（別添報告書または評価書）を添え，薬学系長宛に提出するものとする。
- (2) 単位認定申請書の提出先及び提出期限は，別途通知する。
- (3) 結果の通知は，単位修得状況確認表への記載をもって代えることができる。
- (4) 単位認定が否決となった場合，薬学系長はその結果を学生の指導教員へ通知し，単位修得状況確認表への記載は行わないものとする。

(その他)

単位認定は，令和 3 年 4 月 1 日以降に研究機関，企業・団体等における活動を対象とする。